

1. 建築基準法施行令第 16 条により報告対象として指定される建築物

施行令第 16 条で定めた建築物と H28 国交告 240 号で定められた対象外となる用途・規模を整理したもの		報告時期（周期）	
定期報告対象建築物（※1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの）			
番号	対象用途	規模等	
一	<p>【法別表第一(一)欄(一)項に掲げる用途】 ○観覧場（屋外観覧場は除く。） ○公会堂 ○集会場</p>	<p>①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合</p>	<p>平成 29(2017)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
二	<p>【法別表第一(一)欄(一)項に掲げる用途】 ○劇場 ○映画館 ○演芸場</p>	<p>①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③主階が一階にない場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合</p>	<p>平成 29(2017)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
三	<p>【法別表第一(一)欄(二)項に掲げる用途】 ○病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る） ○ホテル、旅館</p>	<p>①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合</p>	<p>平成 28(2016)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
	<p>○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ○就業用途の児童福祉施設等</p>		<p>平成 30(2018)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
<p>・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの ※2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所</p>			
四	<p>【法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途】 ※3 ○体育館 ○ボウリング場 ○博物館 ○スキー場 ○美術館 ○スケート場 ○図書館 ○水泳場 ○スポーツの練習場</p>	<p>①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合</p>	<p>平成 30(2018)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
五	<p>【法別表第一(一)欄(四)項に掲げる用途】 ○百貨店 ○マーケット ○公衆浴場</p>	<p>①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合</p>	<p>平成 29(2017)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
	<p>○遊技場 ○展示場 ○待合 ○キャバレー ○料理店 ○カフェ ○飲食店 ○ナイトクラブ ○物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。） ○バー ○ダンスホール</p>		<p>平成 30(2018)年 10月1日から 12月31日まで （3年ごとの報告）</p>
<p>※2 宿泊サービスを提供するデイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。 ※3 学校に附属するものを除く。</p>			

[定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成 28 年 1 月 21 日付国交省告示第 240 号）]

※上表の対象用途で規模に該当する場合であっても、次に掲げるものは定期報告の対象外となります。

【対象外となる要件（共通事項）】

※対象用途が面積要件以上であっても、避難階以外の階を対象用途に供さないもの

※地階又は三階以上の階に対象用途があっても、地階又は三階以上の階の対象用途の床面積の合計がそれぞれ 100㎡以下のもの

平成 28 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法により、「火災時に煙や熱で感知して閉まる随時閉鎖式の防火設備(防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャー等)※1」及び「小荷物専用昇降機(フロアタイプ)※2」が新たに年に 1 回の定期検査の対象となりましたので、ご留意下さい。

※1 常時閉鎖式の防火設備(普段は閉鎖された状態となっており、開放してドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの)、外壁開口部の防火設備は、従来どおり建築物の定期検査で、防火ダンパーは建築設備の定期検査でみるため、防火設備の定期検査は対象外です。

※2 小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50 センチメートル以上高いものは定期検査の対象外です。

2. 建築基準法施行令第 16 条により報告対象として指定される建築設備等

種別	対象	報告時期（周期）
一 昇降機	エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限定。） 法改正により点検対象に追加されました！ ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第 1 条第 9 号に規定するエレベーター（労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号に掲げる工場等に設置されているものうち一般公衆の用に供されていないもの。）のうち、同令第 12 条第 1 項第 6 号に該当するもの（積載荷重が 1 トン以上のもの。）を除く。	検査済証の交付日又は前回報告した日から 1 年を超えない日までに毎年報告 （※小荷物専用昇降機の最初の報告時期は平成 30 年（2018）から毎年報告
二 防火設備	① 1. に該当する建築物に設けられる防火設備 ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 ㎡超えの建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限定。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限定。） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限定。） ・就寝用途の児童福祉施設等 ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く	※（最初の報告時期は平成 30（2018）年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで） ※平成 31（2019）年以降の報告時期は、検査済証の交付日又は前回報告した日から 1 年を超えない日までに毎年報告（報告時期について、平成 31（2019）年 4 月 1 日付けで倉吉市建築基準法施行規則を改正施行しました。）
三 準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設	検査済証の交付日又は前回報告した日から 1 年を超えない日までに毎年報告

法改正により建築物の定期調査報告とは別枠の定期点検制度が創設されました！

(参考例) 小荷物専用昇降機



テーブルタイプ
ダムウェーターの基本形。小型荷物の運搬に最適。
人の腰の高さに出し入れ口があるので、腰をかがめずして荷物を出し入れできます。
用途：レストラン、病院、オフィスなど



フロアタイプ
ダムウェーターの基本形。大量・大型荷物の運搬に最適。
床面と同じ高さに出し入れ口があるので、台車ごと荷物を出し入れできます。
用途：工場、ホテル、学校など

報告対象はフロアタイプです。

（小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50 センチメートル以上高いものは定期検査の対象外です。）